令和年８度８月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年８月２１日（金）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　９名（欠席　４名）

１　沖田　　浩	２　植田　眞二	３　藤井　晴之	４　椿　　徹
	６　荒木　晃夫	７　片岡　里美	
９　大石　幹夫		11　寺田　博樹	12　松﨑　寿昌

出席推進委員　３名（欠席　２名）

	12　三田　　誠	13　沖　　征和	14　柘植　義徳

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- ~~議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について~~　取下げ
- 議案第４号　農地法第２条の規定する農地でない土地の証明について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　農地法第４条の規定による届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	では、出席予定者の皆さんが揃われましたんで、令和8年度第5回の邑南町農業委員の総会を開催いたします。まず最初に、挨拶といたしまして、先ほども委員の皆様とお話をしたんですが。なかなか、盆もすぎても、暑さが、止まりませんで。現実のように熱中症の警戒アラートが出ております。引き続き中傷対策、それから熱中症の身体への影響も考えて気を付けていただきたいと思います。それから、話がありましたが。稲刈りが今月下旬に向けて、始まってくると思います。これ始まって、農作業事故等が、懸念するところでありますが。委員の皆様からも、農家の皆様へ注意喚起の声掛けをしていただくようにお願いを申し上げます。これで挨拶とさせていただきます。 本日は欠席が、多数ちょっと出ておりますので。5番の種委員さん。それから、8番の服部信彦委員さん。10番の三上孝行委員さん。13番の柘植委員さんの方から欠席が出ております。それから、議事録署名委員ですが。今日は11番寺田委員さん。それから12番の松﨑委員さん。よろしくお願いいたします。本日の議題は、第1号議案から第4号議案まで。ただ1件、ちょっと今回取り下げが出ておりますので、それと、あと報告が1号、2号とあります。これで始めたいと思います。事務局から、議案第1号について説明をお願い致します。
事務局	はい。農地法第3条の規定による許可申請について、今月は3件です。 初めに、申請番号083-15。農地の所在は井原××。登記地目が田。面積が1960㎡。同じく、井原××。登記地目、田。面積が2659㎡。同じく、井原××。登記地目が田。面積が2124㎡。同じく、井原××-×。登記地目が田。面積が105㎡。同じく、井原××-×。登記地目が畑。面積が60㎡。同じく、井原××-×。登記地目が田。面積が161㎡。同じく、井原××。登記地目が田。面積が497㎡。同じく、井原××-×。登記地目が畑。面積が683㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は、○○○○さん。譲受人は、●●●●さんです。 続きまして、申請番号083-16。農地の所在は伏谷××。登記地目が田。面積が962㎡。3条、無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号083-17。農地の所在は中野××-×。登記地目が田。面積が1544㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が27㎡。同じく、中野××。登記地目が田。面積が1732㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が1081㎡。3条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さん。以上3件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では083-15の案件につきまして、担当委員の藤井委員さん。聞き取り並びに、現地調査の報告をお願いいたします。
3　番	はい。失礼いたします。申請番号083-15を無償3条の申請でございます。これにつきましては8月9日に、柘植推進委員と一緒に1時頃、引受人であります。●●さんと面会をして聞き取りを行いました。また●●さん、自身ちょっと忙しくてですね。あまり時間がないということで、今日はちょっと簡単に聞きとったことについてのご報告をさせていただきたいと思います。この申請地につきまし

	ては、2ページをご覧いただきたいと思いますが。2ページの左側に井原というふうに書いてございますが。井原、片田地域でございます。国道261から、井原の農協のスタンドを左折して上がってきまして。＃＃＃＃のや＄＄＄＄へ向かうこの道が、井原の×××でございます。＃＃＃＃や＄＄＄＄が約300m手前を入っていくという形になりまして。そこの申請地でございます。これにつきましては、譲渡人の○○○○とございますが。これが●●さんの方、息子さんでございまして。この●●さんについては、平成20年ぐらい都会からＩターンということで、この土地をいろんな諸事情がありまして、息子さんの名前で所有を一旦されました。実際、この今この申請地ございます、農業につきましては、譲受人であります●●さんが実際にはやっておられたと、いうことでございまして。今後もほぼ、今後も●●さんが続けるということで整理に実際に使用している●●さんの方に名前を変えるということでございます。この田んぼにつきましては、その間、約18年間ぐらいぽんぽん農業を実施されておりまして。メイン的にはここにございますが。大きな土地2つがございますが。約8mぐらいのハウスを2棟建てられておりまして。メインにはトマトということで、一方はちょっともう古くなっておりまして。今後更新をしてまた続けたいというような意欲を示されております。今回は、子供さんから××によって本当のお名前を戻すという事情でございまして。別に問題はないかなというふうに思っております。関所等の関係についてもくださいという判断をしておりますので、ぜひご承認をいただければというふうに思って、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。推進員の柘植さん。何か付け加えることがありましたらお願いいたします。
推14番	問題ないと思います。
議　長	はい。ありがとうございます。では083−15号と案件つきまして、審議に入りたいと思います。ご質問のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。083−15の案件についてご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当と認めます。 では、続きまして、083−16の案件につきまして、担当委員のお客様、近くに及び聞き取りの調査報告をお願いいたします。
４　番	はい。申請番号083−16。△△△△さんから▲▲▲▲さんへの農地の譲渡の申請についてでございます。申請地は瑞穂地域高原地区上伏谷集落になります。地図を見てやってください。ゼンリンの地図で、申請地の上を走っているのが高見宇都井線です。下の方を横に走って、右に行くと下の方の道路を右へ行くと下伏谷集落に行きます。2線が繋がっているところが××になっておりますが、その近くでございます。譲渡人の△△さんは現在江津市にお住まいです。私たちが中学生頃、△△さんのお家は申請地の隣の集落高見町に、△△薬局として、営業され

	ておりました。今は、店舗兼住宅も解かれて、更地になっております。譲渡受け人の▲▲さんは、建物の内装工事事業をされておりますと同時に、水稲を中心に農業もされております。申請地は 30 年以上、△△さんに頼まれて▲▲さんが耕作されておられるそうです。△△さんの希望で、この度の申請になりました。8 月 19 日、推進委員の冨永有作さんと現地確認と、▲▲さんに面談しております。申請地には、今年も稲が植えてありました。3 条、チェックシートに照らし合わせて問題ないかと思いますが。よろしくご審議ください。
議　長	はい。ありがとうございました。推進の冨永さん今日はお休みですか？
４　番	お休みだいうことでございます。
議　長	では、083-16 につきまして審議に入りたいと思います。ただいまの説明で、ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。
１２番	1 つ、いいですか。
議　長	はい。松﨑委員。
１２番	△△さんは、今持っておられる他の圃場は、まあ、本件とか直接関係ないと思いますけれども。どうなっていますか？
４　番	私も、一応聞いてみました。1 件ほどね。その近くに田んぼがあります。その田んぼはもう、赤ではないですけども。それに近い状態のところで、とても▲▲さんの貰うにはそういう形で。1 つあるんですけどね。後の山とかいうのは、どうも▲▲さんの説明によれば処分されたみたいです。
１２番	はい。ありがとうございました。
議　長	はい。他、ございませんでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、審議に入りたいと思います。採決に入りたいと思います。083-16 の案件にご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、083-17。この案件につきまして、担当委員の柘植さんが今日お休みですので。沖推進委員さん。現地確認と、聞き取りの調査をお願いします。
推 13 番	はい。それではお願いします。本日、柘植委員さんはお休みですので、私が代わりに発表させていただきたいと思います。申請番号が 083-17。この件で、8 月 9 日の日曜日の 10 時から柘植委員さんと一緒に現地確認をいたしました。申請人は■■■■さんですが。申請手続きは、息子さんの知り合いの司法書士法人。これ広島にあるそうですが。％％という司法書士法人に依頼されたと言う事でございます。それで、譲受人の■■■■さん立ち会いのもと、現地確認をこの日に行いました。譲渡人の□□□□さんは、大阪で遠方のため、立ち上げができなかったため、電話にて、農地所有権移動の事実内容は確認いたしました。申請地ですが、地図 4 ページをご覧ください。石見地域の中野地区にありまして。地区名で言いますと、部落名で言いますとですね。中野の河原城部落であります。それで場所ですが。通称は余勢の原という、水田の広がった場所になります。ので、詳

	しい場所は、皆さんご存じの中野公民館のグラウンド側の位置に当たります。譲渡人さんの□□さんですが。大阪の枚方市に住んでおられます。それで2枚の水田ですが。この譲受人の、■■さんが以前から耕作をされておりました。それで、1枚の土地は水田にならず、年2回□□さんが大阪から帰って草刈をしておられました。していたとのことです。ですが、□□さんも高齢となりまして、維持ができないため、■■■■さんですね。譲受人の■■■■さんに今回、無償譲渡することになったそうです。それで譲受人の■■■■さんですが。2町5反あまりの水田と、それから野菜等を作っておられる専業農家です。それで息子さんがおられますが。広島に住んでおられまして、忙しいとですね。田植えや稲刈りの忙しいときには、帰ってきて、一緒にお父さんと一緒に、作業をしておられるとのことで、常時重々重要要件を問題ないと思われます。それから、農機具等も一通り所持されておりまして、農業に関する技術経験も豊富です。集落営農への中山間への参加もされております。別紙のチェックシートに照らし合わせても、問題ないと思われますので、以上のことから、所有権の移転について、特に問題ないと思われます。審議の方よろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、今説明がありました。083−17について審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。 これちょっと、事務局に聞いてみたいんですけど。
事務局	はい。
議　長	中野の今の、××−×の・・。
事務局	はい。はい。
議　長	のところに、農振の説明書きがありませんけども・・。
事務局	はい。
議　長	それは何か理由が・・？
事務局	これはですね、ちょっと地図の方をご覧いただければと思うんですが。この××－×がですね。ちょっと、1ヶ所のちっちゃく、いびつな形の真ん中あたりにですね。細長く、土地があるんですが。これがそれでして。沖さんが現地確認見られたと思うんですけど。ここは、ゼンリンの地図の方見ていただくと、社の土地の一部のような形になってまして。地目上は田なんです。
議　長	農地の状況じゃないいうこと？
事務局	じゃないいといいますか。ちょっと、どこが境界かっていうところまでは、分からないんですけれども。ちょっと、社みたいなのが建っていて。それと、その田んぼとの境のこの社が立っている部分。この鳥居のマークがあるところは、横の地籍図でもちょっと見にくいんですが。白地になってまして。土地の境界がまだ未確定という。社なので置いてあるんですが。この周りのこの一部分だけ、この□□さんの所有の土地になっておりまして、この度、土地もすべて農地とかも処分されるということで、入っておると。農振農用地に入って、実際はこれ入ってないないんです。あの時神社の土地のようなの一部みたいなことになってますので、それでちょっとこの部分ほどは農振農用地から外れてると。本来は、転用

	といいますか。難しい、本当に畦だけ残ってるみたいな。畦をわざわざ転用するかどうかというようなことになるので。今回は、全部処分されるということでこういう形。畦なので、農振の。畦しか残ってない部分なので、農振農用地には入ってないということで抜いてあります。
議　長	はい。分かりました。他、ございませんでしょうか。
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決に入りたいと思います。083-17 の案件に、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
	はい。ありがとうございました。全員賛成ということで、許可相当と認めます。
	続きまして、議案第 2 号。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 2 件です。
	始めに、申請番号 084-10。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が 56 ㎡。同じく、矢上××-×。登記地目が田。面積が 7.57 ㎡。申請人は☆☆☆☆さんです。転用目的は、農家住宅です。所要面積は土地造成が 63.75 ㎡。事務所が 56 ㎡。住宅が 7.57 ㎡です。転用の理由は、個人住宅敷地及びトラック組合の敷地として利用したいです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域以外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書は添付されております。
	続きまして、084-11。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が 10 ㎡。申請人は、◇◇◇◇さんです。転用目的は個人住宅です。所要面積は土地造成が 10 ㎡。住宅敷地が 10 ㎡です。転用の理由は、個人住宅の敷地としたいです。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上 2 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では 084-10 と 084-11 なんですが。担当の植田委員さんの方から、この 2 件は関連性があるので、一括で説明をさせていただきたいとの申し出がありましたので、一括で説明をしていただきたいと思います。その聞き取り並びに現地確認の報告をお願いします。
2　番	はい。先ほど会長の方からご説明いただきましたように。6 ページの地図を見ていただければ、今回の申請人☆☆さんと、同じく、◇◇さんの位置関係が隣でございまして。その間に田んぼがあるというような流れでございますので。それぞれ話をしても、ちょっと、話しにくいもので、一緒にすいません。関連ということで説明さしていただきます。場所につきましては、上の横に走っております道路が、石見中央線でございまして。JA の＄＄支店の方から入っていきますと、金融。また、％％％の店を過ぎますと、今度野菜の集荷場等の建物がずっと並びにずっとございます。その裏手が、今回申請人の☆☆さんと◇◇さんの申請地となります。それで、その道路をまっすぐに進むと。地図上で＃＃＃があったり、＆＆＆の事務所があったりというような位置関係になります。経緯につきまして

	は、近隣でこの＃＃＃の××にちょっと新しく新築をしたいということで。計画をされた方がおられまして。それで家屋調査士さんの方が、その土地についての確認をする上で。今回の申請場所と離れておりません関係上、もうこの一帯は全部宅地化されておりますけれども。その 2 筆ほどが、農地として残っておったと。小面積で残っておったと。いうようなことが判明したので、今回の申請となった次第でございます。この経緯は昭和 50 年代ごろに宅地開発が進んで、その後宅地を☆☆さん、もしくは◇◇さんが購入されて。もう水路もできて作ったり、整理したり、造成して、いうことで、現在に至っておった件ですけども。もう当事者は、もうそのようなものが、そのような農地であること自体は全然認識がありませんでして。もう、宅地になっておるというようなことが今回知れた関係で申請を出されたということでございます。当初、その手続きをされた方も、もう年齢的にも亡くなられておりますので。今度なかなかその知りえる方が非常に少ない。ところはございますけれども、面積的なもの。そういう家の土地の周りを回っておる農地ということで。今更、田んぼに戻すこともできませんし、というようなことから現状として、顛末書を提出をされて、このまま手続きを進めたいと。進めて欲しいという申し出があった次第でございます。8 月 12 日に☆☆さん立ち会いのもと。三田推進委員と面談をして、今までの内容について聞き取った次第でございます。チェックシート等にも照らし合わせても現状特に問題ないと思いますので。ご審議の方、よろしくお願いいたします。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進さん。何か付け加えることがありましたらお願い致します。
推 12 番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。ではこれ、別の案件ですので 084-10 につきまして、ご意見ご質問等のある方の挙手の上、発言をお願いいたします。
４　番	はい。
議　長	はい。どうぞ。
４　番	☆☆さんの 4 条っていうのは分かるんですけれども。トラック組合さんに☆☆さんの土地を・・・。或いは 5 条で貸借とかあるとか。これからしんさるんだろうか？
２　番	はい。すいません。説明が悪うございました。トラック協会の敷地も☆☆さんの所有。ただ、事務所をトラック協会が使ってもらう。
４　番	はい。だけ。その、トラック協会に対して、貸借なんかはしとってないんじゃないだろうか？
２　番	契約はしておられる。
４　番	だったら、そこの新しくなったところも、その契約をせにゃいけんじゃないんだと思うんだけど。どうがあだろうか？
事務局	えっとですね。今、これ、おっしゃられるのは、多分 5 条の賃貸借で、そこのトラック協会さんが借りて、転用を出せばっていうことだと思うんですけれども。
４　番	それで、今度は、すぐじゃないけど思うたのに。これで、もし、してやろう思

	うにゃ。3条の貸借でやらにゃいけんなりゃあいけへんかた？後で。
事務局	はい。
４　番	調べて教えてよ。
事務局	えっとですね。話によると、今ここの××-×の部分ですか？ここについては、今は、筆が分かれておるんですけれども。この後、××-×と合併率をされるそうなんです。そうですね。今回のケースで言うと、あくまでも最初の計画でここを転用されるときには、☆☆さんが家を建てる。ていうことで、これはですね。転用とかですね。分筆とか登記をされちゃったらしいんですけれども。何でか、法務局に登記をするときに、当初測量しとったものとずれてしまったらしいんです。ちょっと、本来は、このどう説明したらいいんですかね。4条のゼンリンの地図を見ていただいくと。この、今回。どういったらいいですかね。色が塗ってある申請が出ているところ、外側の線が、本来、ここの××-×で法務局に登記される予定で測量図も作られて、あとは法務局に登記する。だけの状態にはなっとったんですが。何でか、この内側の一回り小さい面積で法務局に登記してしまったので、今回田のこの残地が残ったっていうのが、経緯なんです。当初は、その辺りの法務局に申請するときとかも、全部☆☆さんの土地で一旦、登記をされると。順番で言うと宅地として、☆☆さんの土地として一旦登記をする。各人になったものを今度たまたまそのあとトラック協会に、貸すっていう形に順番になるので。一気に農地と農地を1度に転用と貸すっていうことになれば、5条になるんですけれども。今回は、1回だけ、宅地にもうするところだけで法務局へ。借地をするっていう形になるので。残ってる部分も、農地であれば、その5条でやっていただくのが本来だと思うんですけれども。この後、どういうふうに調査士さんとかでやられる分からないんですけど。聞いた話だと、要は、当時に戻ってですね。名義、転用の原因としては、当時からあったっていうような形で、今回多分合筆とかされるたりするので。その他の土地との関係もあったりして。今回、これ農地ではない部分についても、ちょっと実はあったりするんですが。そういったところはですね。一部、自己取得っていう形で取得されていたりもあったりしてですね。自己取得っていうのは、もう、先ほどの件とかでもあったんですけど。20年以上、他の人が耕作とかされていれば、もう実態として、その人のがずっと管理してる土地なので。農業委員会かけずとも、法務局の方に直接申請するだけで名義変更ができたりっていうのがちょっと民法とかだったりするんですが。そういった他の土地との関連もあったりするので。今回は5条ではなく4条で申請されている。っていう形をとらさせてもらいました。
４　番	はい。
議　長	はい。ありがとうございました。他は、ご質問等ありませんでしょうか？ （意見質問なし） はい。ないようでしたら、084-10の案件にご賛同をいただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手） はい。ありがとうございます。では、084-10の案件につきまして、全員賛成と
議　長	

	いうことで、許可相当と認めます。 　続きまして、084-11 につきまして審議に入りたいと思います。ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 　はい。ありませんでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。084-11 につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 　では、続きまして、議案第 3 号ですが・・・。
事務局	はい。すいません。議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請なんですが。すみません。議案書の方には、掲載をさせていただいておったんですが。所有者の方とですね。これ邑南町のが譲受人なんですが。土地所有者の方とちょっと、用地交渉の関係で、また変更等が発生しまして。その関係でですね。一旦、取り下げをさせていただいて、また来月の総会に案件として、申請をさせていただければと思いますが。よろしいでしょうか？取り下げをさせていただいても。
議　長	皆さん、どうでしょうか？
	（全員賛同）
事務局	それでは取り下げをさせていただきます。
議　長	3 号、取下げという事で。 　続けて、議案 4 号。説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 4 号、農地法第 2 条の規定による農地以外の土地の証明について今月は 1 件です。 　申請番号 082-4。土地の所在は、日貫××。登記地目は畑。判定地目は、山林原野。面積が 2172 ㎡。申請人は、島根県県央県土整備事務所です。申請理由ですが、長年耕作されず、竹や樹木が繁茂し山林化しているためです。以上、1 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、082-4 の案件につきまして、担当委員の荒木委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いします。
6　番	はい。失礼します。申請番号 082-4 の案件につきまして、聞き取りの報告をいたします。こちらの案件はですね。事業の関係上、県の申請になっております。日にちはですね。8 月 17 日、所有者の★★★★さん。それから推進委員立会いのもと、協力してもらいました。申請場所はですね。山の奥の方は、治水ダムの建設中っていうことだそうです。場所は、県道皆井田江津線をですね。江津側に向かったところの山ノ内自治会館で約 500ｍぐらいのところに位置しております。現況は、樹木等がですね。繁茂しているために耕作は不可能な状態で、非農地と判断しました。所有者の★★さんに聞いたところ。20 数年前の前より、このような状態だったそうです。ちなみに、この案件は現況証明ということなので、何ら問題ないと判断いたしましたので、審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議　長	はい。ありがとうございました。推進の上田さんは今日は欠席ですか？ はい。では、今説明がありました。082-4 につきまして、審議に入りたいと思います。ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 はい。
４　番	ごめんなさい。すいません。申請人。こういう場合はこういう形で申請をするものなんですか？所有者でなしに・・・。それを必要とする人が、それを作れるんですか？
事務局	です。今回、申請人が所有者と違うんですが。これ、県とかにちょっと確認を、県の農業会議とかにですね。確認をさせていただいたんですが。あくまでもこの農業委員会では、ここが農地、か、農地かどうか。現況がどうか。今回で言えば、もう農地じゃないっていうことの判断をする。この 2 条の規定による証明っていうのが、その判断だけを証明するものであるので。客観的に見ても、結論から言うと、誰が申請してもいいいうということです。所有者でなくても、申請しても、いいということです。はい。今回はたまたま、この県の方で事業の関係もあるので、この後地目変更登記もされるようですが。例えば、もう相続されてない土地とかを被相続人の方とか親戚の方が、もうがすることも可能ですし、あんまりないと思いますけど。隣の家の方が、この証明を出すことは可能です。この後、登記をするときには、やっぱり本人さんとか。そういった証明とか必要になってきますけれども。農地が農地じゃないかの証明自体は、誰でも出してもいいと。それは農業委員会が、農地パトロールも一緒ですけれども。農業委員会の方で見て判断をして、農地が農地じゃないかって言うところだけなので、はい。この後、登記をやり変えるところは、までは関係ないので、ということで出せるようです。申請人は誰であっても出せると、いうのがこの法律上の解釈らしいです。
議　長	申請はできるんですけど、その所有者さんのどういうですね。相談とかいう必要はいるんですかね？
事務局	いや、これがいらないんです。農地パトロールも、所有者さんに確認しないんですよね。最終的に、ここが非農地かどうかっていう。あれと同じで。はい。ただこういう形で申請をするのに、うちとしては所有者さんとの承諾はえられましたかとかですね。そういったところは、確認は事務局としてはさせてもらいますけれども。こういった事業の関係とかで、こういう形で出てくることはあり得るということだそうです。はい。
議　長	はい。どうぞ。
６　番	ちなみに、今の、ここの申請ということでですね。今、話されたことだったみたいで。この所有者がですね。何の話か、全然分からなかったみたいなんですよ。これ、さらにもう今の流れから言って、それで自分の聞き取りを行ったものと、今話されたことで。合致して、そうだったんかいうことで、初めて解釈しました。はい。
事務局	すみませんでした。それ、ちょっと県の人に言っときます。
議　長	他に、ご質問はありませんでしょうか？ （意見質問なし）

議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。082-4 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、報告第 1 号。農地法第 3 条の規定による相続等の届け出について。本日は 8 件あります。皆様で、これを確認いただきまして。ご質問等ありましたら、挙手の上、お願いいたします。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので・・・。
４　番	あっ。ごめんなさい。
事務局	はい。
４　番	今、初めて気が付いたんですけどね。4 条の届出。今まで出よったかいね？
事務局	4 条の届出、この後の報告で次します。
４　番	はい。すみません。
議　長	はい。続きまして、報告第 2 号に入りたいと思います。この報告ですので、これは事務局の方から、ちょっと説明をお願いいたします。
事務局	はい。これは、4 条の届出は、最近ちょっと出すようにしています。あんまり、なかったんで、今まであれですけれども。4 条届出ですので、200 ㎡未満の農業用施設等を農地に建設する場合ですね。転用の許可申請を取らずに、届出のみで大丈夫です。ということで、出てきたものになりまして。市木のこれは生家になりますかね。￥￥さんという方で、埼玉県の住所なんですが。ここから通ってこられて、耕作をされておるといいますか。するようです。はい。農業用の倉庫を建てられるということで。土地の名義はですね。この方のお母さんか、お婆さんかの土地ではあるんですけれども。建てられるということで。今回申請、農機具倉庫を、これもご自身で建てられるということで。ご自身で建てられて・・。生家じゃなかったですかいね？集落がうるおぼえで・・。はい。通われてやられている方がおられるそうです。はい。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。寺田委員さんなんか・・・・。
１１番	生家じゃない。
事務局	生家じゃないですかね。すいません。
１１番	だから、××行ってないんです。行ってないし、知りません。それで、××いうたら。生家じゃないんじゃないかな？
事務局	ごめんなさい。生家じゃないですかね？
４　番	今まで、そういう届出。申請いや、やることがあると、ここに出たことがなかったっけ。今回、出とったけ。あれ？思うたけ。
事務局	何回か・・・。
４番	出してる？
事務局	はい。今までは、してなかったようです。今までいうのは、前、僕が来る前は、あまりしてなかったようなので。何回か・・。
議　長	農業委員会で審議する。議案になって、ならんちゅうたらおかしいですけど。

１２番	これ、報告？
事務局	報告です。報告なので、届出なので。
議　長	この農業委員会の総会の議案書に載ってこなかった・・・。今回のことだけで結構ですけど。
事務局	何も、ちょっと多分、うちも今までは今までといいますか。事務局が濃くなる前は多分、届出関係はあんまり出してなかったようなんですけれども。やはり、面積が減ったりですね。直接、農業委員会と関係ないんですけど。中山間とか、農地水とかそういった補助金。農地の面積に対して、補助金もらってるもの等であれば、この部分は、外したりとかですね。そういったものの内部でですね。下の産業支援課の中でも、そういった事務の連携もあったりして載せるようにしようということで。何件か、久喜とか。多分、日和のちょっと前ぐらいにあったと思うんですけど。載せるようにさせてもらっております。
議　長	今までは、地元におられる方が、自分の農地の中にこういった倉庫を建てられるかと思いだったんですけど。今回は、余りにもちょっとご住所見たら、かなり遠くの人なんで。その親戚の関係で、多分こういう建物建っとられる感じじゃないですか？
事務局	この方、国の方らしくて。何年か前に農政局とか、こっちの、でも中国地方に来られとる際に、市木に自分の先代の土地があるっていうことを、分かられて。その時には、どこだか、広島か岡山ぐらいから通ってやり始めたらしくてですね。転勤で、この今の埼玉の方になってからも、通われてやられているっていうふうには、本人さんが言っておられたので、はい。
議　長	はい。分かりました。他に、質問ありませんでしょうか。報告事項ですので、採決には入りません。質問等ありましたら。 （意見質問なし） はい。ないようですので、報告の第 2 号はこれで終了させていただきたいと思います。 続きまして、その他。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、 9 月 24 日（木）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印